

東京都教育委員会
教育長 中井 敬三 様

東京都公立学校教職員組合
執行委員長 外山 理佳

長時間労働是正と労働安全衛生体制整備を求める要請

日頃より、東京都の教育の推進にご努力を続けておられることに敬意を表します。

さて、教職員の長時間労働が深刻な社会問題となり、文科省、中教審において様々な提言や通知が出されています。

貴教育委員会におかれましても、今年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定されました。今後は、このプランの実現化が強く求められるところです。しかしながら、策定されて半年、プランの実現が図られているとは言いがたい状況です。

よりよい学校教育を実現するためにも教職員が健康で、安心して働ける職場環境の整備が必要です。については、東京都教育委員会におかれましては、貴教育委員会策定のプラン、文科省通知や中教審「緊急提言」、地方公務員法第24条5項を踏まえ、区市町村教育委員会に対して、下記の事項の実現をはかるよう厳しく指導・助言するよう求めます。

記

1. 労働安全衛生委員会の学校部会が策定されていない区市町村に対して、早急に設置するよう指導すること。
2. 区市町村教育委員会及び学校に対する継続的な支援を推進するために、区市町村教育委員会と連携の上、教育委員会内に学校現場における勤務環境の改善を促進するための連携体制(例:多忙化解消プロジェクト・チーム)を構築すること。
3. 服務監督権者である区市町村教育委員会が、自己申告方式を廃止し、ICT やタイムカードによる客観的な勤務時間把握を推進できるよう、継続的な財政的な支援を行うこと。また、学校(共同調理場を含む)ごとの時間外労働時間と、労働基準法など労働関係法令の遵守状況の公表システムを構築すること。
4. 教職員にも適用される労働法制に係るコンプライアンスの強化をはかるため管理職、及び教育委員会職員を対象とした研修(ライフ・ワーク・バランスを含むタイムマネジメント、労働安全衛生等)等の充実をはかること。
 - (1) 労働基準法や労働安全衛生法などの遵守状況を管理職の人事評価項目とすること。
 - (2) 50人未満も学校におけるストレスチェックの実施と集団分析を活用した職場環境の整備などをはかること。
5. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)にもとづく特定事業主行動計画(16年4月1日施行)について、計画の内容を全教職員に周知徹底し、その実効化にむけたとりくみを徹底すること。